

消防法における蓄電池の取扱いについての弊社解釈について

平素よりお世話になっております。

掲題の件につき、弊社三相三線式ハイブリット蓄電池システム「Ultraシリーズ」をお取り扱いいただくにあたり、消防法に関連した蓄電池容量の分類や複数台設置時の取扱い規制について、弊社が一部消防署と確認した内容をもとにした見解書をご提出いたします。

当製品ご検討いただいているご案件において、施主様/現地消防署へのご説明にご活用いただけると幸いです。

■文献1:蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項(消防予第306号令和5年3月31日)

文献出所: https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230531_yobou_306.pdf#:~:text=%E5%82%99%E7%AD%89%E3%81%AE%E9%9B%A2%E9%9A%94%E8%B7%9D

以上文献中の「第二の1」の内容から以下通り解釈できる

第二 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項

1 対象火気省令において規制する蓄電池設備の見直しについて

現行の対象火気省令においては、4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているが、今回、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量(キロワット時)を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしたこと(改正省令による改正後の対象火気省令(以下「新対象火気省令」という。)第3条第17号関係)。

○弊社Ultraシリーズ製品仕様:
電池パック(つまりは1つの筐体)の蓄電容量は**3.68Kwh**

○弊社見解:
左記文献の規定中、蓄電池容量が10kWh以下に当たるため「新対象火気省令」規定の通り、**出火防止措置の対象外となる**
→つまり別途筐体で保護するなどの措置の必要なし



■文献2:蓄電池設備を複数台接続して設置する場合の取扱いについて(通知)(消防予第155号 令和4年3月31日)

文献出所: https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220331_yobou_155.pdf#:~:text=%E5%90%84%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C%E6%B6%88

以上文献中の以下内容から以下通り解釈できる

記

蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第3に定めるものであるときは、当該箱ご

とに対象火気省令第3条第17号に定める「蓄電池設備」への該当が判断されるものであること。

○弊社Ultraシリーズ製品仕様:

- ・電池パック(蓄電容量は3.68Kwh)は1つの箱に収納されている
- ・出火防止措置済みである(=IEC62619取得済み)
- ・延焼防止措置済みである(=IEC62040-1取得済み)

○弊社見解:

以上の基準を満たすため、対象火気省令第3条第17号に定める「蓄電池設備」に該当する。

【総論】以上から、SOLAX社としての見解は:

- ・複数台設置または20kWh以上の設置案件においても当製品は規制対象外であり、消防への届け出は不要
- ・同時に、建物から離隔3mを確保することも不要

一部消防署にも確認がとれている事実も加味し、お客様へのご説明をお願いいたします。

※取得済み認証や製品関連仕様資料については、弊社の営業担当にお問い合わせ願います